

平成26年3月28日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成25年(ネ)第3633号 損害賠償請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成25年(ク)第7963号)

口頭弁論終結日 平成26年2月14日

判 決

大阪府門真市新橋町12-18-207

控訴人 (原告)

戸 田 久 和

京都市東山区今熊野剣宮町4-●

被控訴人 (被告)

宮 井 将

主 文

- 1 本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、9万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じこれを6分し、その5を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、50万円及びこれに対する平成22年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 被控訴人

